

第十回 参議院法務委員会會議録第十八号

(五七二)

昭和二十六年五月二十四日(木曜)午前
十時五十八分開会

本日の会議に付した事件

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○通合委員会開会の件

○民事調停法案(衆議院提出)

○委員(鈴木安喜) 只今より委員会を開きます。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○鬼丸義賢 民事局長見えていたのですか。……ちよつと民事局長にお尋ねいたします。執行吏に対する給与については、やはりこれを定額の収入に對する比率に従つて、不足の場合には國よりそれを支給することになつておると承知しておりますが、これまで各裁判所に属する執行吏で、その給与の關係は、大体國庫のほうから補助せずして済んでおるかどうか、補助したりとすればどのくらい程度の補助になつておるか、それからなお土地によつて収入に増減があるうと思ひますが、その点おわかりでありましたらお伺ひいたします。

○説明員(關根小彌吉) 只今鬼丸委員からの御質問に對しまして申し上げますが、現在執行吏の全國の数は大まかに申しまして二百名をちよつと越えております。それですのち、補助金額は御承知のように一年八万一千円に満ち

まないと、その手数料の額と八万一千円との差額を國庫から受けることになつておりますが、先ほど申し上げました二百名余りの執行吏のうち約七十七名が手数料が足りなくて、補助金を受けておるはずでございます。これは昨年、一昨年あたりの調査でございますが、その詳細の金額につきましては、いづれ計数を明らかにいたしましたものをお手許に差上げたいと存じます。それから今お尋ねのうちに場所によつて収入の増減があるのじやないか、從つて補助金額を受ける人と受けない人が出て来るのではないかと、いふお話、これはお話の通りでございます。全國的の調査によりまして、例えば東京におきましては補助金額を受けないうで済んでおる数が多く、地方に至りますと補助金額を受けておる場所がかなり多いようでございます。いづれその詳細は数字で明らかにいたしましたものをお手許に差上げたいと存じます。

○鬼丸義賢 この……。○説明員(關根小彌吉) ちよつと失礼します。先ほど補助金の受領者を七十七名と申し上げましたが、これは間違ひでございます。二百二十三名受けております。

○鬼丸義賢 その七十七名というのは補助を受けておる人じやないのですか。

○説明員(關根小彌吉) 七十七名は別の数字を申し上げたのでございまして、七十七名を百二十三名と御訂正頂

きたいと思ひます。

○鬼丸義賢 只今この執行吏の全國總数を約二百名という御説明でありましたが勿論その配分についてはそれぞれ決定をされておる定員数というものが裁判所のほうにはあるのだと思ひますが、そのやはり異動とか、或いは定員数がどういふふうになつておりますか、それを一つ伺ひたい、それからなお只今八万一千という御答弁がありましたが、これはこの度一部改正したけれども、これはこの度一部改正した法律案によつてどういふことになるのであつて、その前のものでは勿論違ひますね。

○説明員(關根小彌吉) 只今鬼丸委員のお尋ねでございますが、最後の点で先にお尋ねの通り、八万一千円になりましたのは今度の改正によりまして、もつてはございせん、従前國會で御審議を頂きました法律です。従前國會でいふふうになつております。今度は恩給の点だけに關します改正でございます。

それからこの八万一千円に満たない金額について國庫の補助を受ける、その予算の数字はどのうなつておるかというお尋ねでございますが、これは前年の大体数字を基にいたしまして予算を組みまして、そして大体それに順應する程度で實際も参りますので、それに従つておるわけでございます。なお定員のお話でございますが、実は執行吏につきましては定員の定めがございせんので、各地方裁判所におきまして適當な執行吏として十分仕事

できる人がありますれば、それを雇やすというふうになつておまして、定員はきまつておりません。

○鬼丸義賢 只今の御答弁によると、いふと、各地方裁判所で以て適任者があれば臨時任官してよろしいというのでありますが、併しながらそれはやはりおのずから定員というものがあつたと思ひます。それからその殆んど自由職みたいなものに対して國庫の補助をするというところはちよつと考えられない。それは法務府のほうで一括した定員法というものが無いのであるか、或いは又法務府のほうで以て定員法をの(裁判所のほうに委任してきめるのであるか。それからその國庫の補助に對する關係の者を無限に差支えないというところは、私ちよつと考えられませんが、その点は誤りじやないでしょうか。

○説明員(關根小彌吉) 只今鬼丸委員のお疑問は誠に御尤もだと思ひます。実は執行吏に關します定員をきめるかどうかという問題は當然考えられるわけでございますが、實際面におきまして、今の今までの定員の定めがございせんので、そして實際は各地方裁判所の強断という誤解がありまして、裁量で人員がきまつておつたわけでございますが、これは實際面におきまして、今の今の御疑問に御尤もでございます。執行吏になり手が少いのでございまして、現在でも御承知だと思ひますが、十分執行吏が受け持つ事件の割合には執行吏が充員されて

おらないのでございまして。充員が非常に多くなるようなことがありますが、或いは定員で押えなければならぬかと思ひますが、現実の面におきましては、むしろ執行吏を任命するに人がいないので困つておるような実情でございまして、理論的に申せばおつしやる通りになるわけでありまして、實際面ではその御心配がない実情でございます。

○鬼丸義賢 私の承知しております限りにおいては、司法書士の定員をすでにきめられておるようと思ひますが、勿論司法書士に對します収入とか、或いはどういふような關係は更にない、然るにやしくも、國庫の補助をしてその仕事に携わる者が、殆んど自由職のごとくにして任命も罷免も何らないというふうなことは、手放しといふことは、如何に志願者が少いからといつたところで私には考えられない。然らずんば法務府のほうで以て全國の執行吏に對します統計というものはそれじや取り得ない。志願者の寡少のために人員は不足しておるのであらうけれども、併しながら執行吏の定員というものはどの地方裁判所には何名、どこには何名といふことがおおよそきまつてなくて、全く手放しであるといふことは全く考えられない。又やめることも自由だとすることになる。執行吏というものは一体資格はそれじやどうしておるか、又それをやめるのかは勝手にやめることができるのか、そういうような無統制なことは

如何に供給面において得がたき事情があるとしても、それはちよつと私考えられませんが。

○説明員(關根小郷君) 今鬼丸委員のお尋ね、誠に御尤もだと思います。現実に、おきましては、地方裁判所で新しい執行吏を任命いたしますと、上級官庁でございませう高等裁判所を通じて、最高裁判所に報告することになつております。それで最高裁判所におきましては、この裁判所にどういう資格の執行吏がいるかということが一目でわかることになつております。これは通達でそういう報告をすることになるかと存じます。

それから只今お話の中にございませう執行吏の任免につきましては、特に執行吏規則、それから更に執行吏任命規則という規則がございまして、一定の資格、或いは試験を受ける、或いは書記官を何年以上やつた者につきましてはその資格を与えるというかなり厳格な資格がございませう。その資格に当らなければ採用できないことになつております。

それから又、今お話の中で、勝手にやめることができるじやないかというお話、これも理窟の上では御尤もでございますが、現実の面におきましては、やはり執行吏は国家公務員でございませう。そういう自由自在にやめるといふことはできないことに相成るうかと思ひます。理論的には御疑問は確かにあると思いますが、實際面、それから任命規則、通達等におきましてその点は補つておるわけでございます。

○鬼丸義齊君 そりいたしますと、これまで執行吏で以て恩給を取つておる

人は何人くらいいるのか、それで国のほうから恩給を支給しておる額というのはおおよそどのくらいですか。なお、任命の形式がおのずからあると思うのです。それについては裁判所のほうと何らの連絡もなく自由に発令するのであるか、発令者は何人くらいあるのか。

○説明員(關根小郷君) 只今お話の点につきましては、現在執行吏の中には従前裁判所の書記官をいたしておりました者がかなり多数ございませうので、恩給を受けている者もかなりあるかと思ひますが、ただその金額につきましては、只今詳細にいたしませんので、いづれ書面ではつきりいたしたものを、お手許に差上げたいと存じます。

○鬼丸義齊君 これはどういふ法案を提出しておるといふときには、やはりそういうことはもう当然資料として出してもらわなければならぬところと思ひます。現在国のほうから恩給としてどのくらいの支給をしておるのであるかというようなことは、これはもう当然資料として附けて出して頂くだけの親切さがなければいかんと思ひます。私の今の定数の問題については、若しそういうような乱雑なことであるとするならば、甚だそのことはよくないと思ひます。やはりたとへばよくないと思ひます。やはりたとへばよくないと思ひます。

○鬼丸義齊君 これは私は曾つてやはこの執行吏の国庫補助金額が何かの問題について委員会で審議したことがありますが、やはりこれはいづれ需給の關係から出て来たことと思ひます。すけれども、執行吏に対して恩給或いは基準額等の定めがあります。基に基準額のこととは別といたしまして、とにかく恩給の問題に至りますとやはり

ら、この点は若し本當に言ひがごとく何らの定員について定めがないとするならば、私は當然その定員というものはきめておかなければならぬ性質のものではないかと思ひます。御研究をお願いしたいと思います。

○説明員(關根小郷君) 鬼丸委員のお話御尤もでございます。実は執行吏は御承知のように正式の今までの官吏並みに従前は扱つておられず、むしろ手数料で生活するといつたものでございまして、執行吏につきましては今後一体どういふふうな制度を持つて行くかといふことで、まあ言葉を換えて申上げますと、地方裁判所の書記官、事務官と同じように地方裁判所の下級の機関とするかどうか、直屬の機関とするかどうか、そういう俸給制度を加えて行くかといふ点につきましては、その研究がまだ十分に達せられませんが、甚だ遺憾であります。それがばつきりいたしますれば、定員の問題もそのときに又考えなくちやならんかと思ひます。なおお話のように定員の問題につきましては、十分考慮いたしまして、法務府、政府側にも御相談いたしまして、その点の御疑問がなくなるようにしたいと考えております。

○鬼丸義齊君 これは私は曾つてやはこの執行吏の国庫補助金額が何かの問題について委員会で審議したことがありますが、やはりこれはいづれ需給の關係から出て来たことと思ひます。すけれども、執行吏に対して恩給或いは基準額等の定めがあります。基に基準額のこととは別といたしまして、とにかく恩給の問題に至りますとやはり

同質と思ひます。公証人に対しては何ら定めがないように聞いております。その点は政府のほうではどういふふうにお考えになつておるのであるか。或いは、需給の關係でその必要なしと認めたのであるかどうか。これ又私は聞いておりますところによると、公証人には勿論の補助等も何も無関係であるにかかわらず、やはり定員があつて、そうしてその定員に従つて任命もされておるやうに聞いております。その点との比較並びに事情を伺いたい。

○説明員(關根小郷君) 今鬼丸委員のお話の点は、むしろ政府側から御答弁頂いたほうがよいかと思ひますが、この公証人の点につきましては、法務府側で法務局を通じて監督しているようなことになつております。執行吏は裁判所の機関として公務員並みに扱われておりますが、公証人は債務名義を作る意味においては国家的な事務を實踐するわけでありませうが、形式上の公務員になつていないのではないかと、いづれ政府側から御答弁があるかと思ひますが、私裁判所側として存じ上げている点を申上げればこの程度でございます。

○中山福藏君 私は前回の委員会におきまして、當局の明確な執行吏の取締を要求しておきましたが、なおこの際一応私の前回用いました用語の不備を調整しておきたいと思ひます。それは私の申上げました言葉の中に、執行吏の行動に關する非行があるといふことを申上げておきましたが、これは全般に關する非行があるといふのではなく、私の体験しました一、二の例について申上げたといふことに調整して頂

きたいと思ひます。そうして、前回要求しました裁判所の明確な取締方針をこの際承つておきたいと思ひます。

○説明員(關根小郷君) 中山委員のお尋ねは、要するに執行吏に対する監督の点にあるかと存じます。で、この点について申上げますが、実は只今も申上げましたように、執行吏は地方裁判所所屬の公務員ということになつております。従いましてその監督は地方裁判所自体が直接に監督するのでございまして、それから更に上級官庁、又高等裁判所、最高裁判所という理窟の上ではなつております。實際面をいたしましては、御承知のように全國で二百名余りございませうが、それが各裁判所に分れます關係で、多い所は東京都におきましては十何名、少い所は一、二名ということになつております。

と、人が少い關係がございませう。それでございませうので、全国的に執行吏を集めまして、東京で指導、訓練するといふようなことは事実上できかねますので、地方裁判所単位に会合なり或いは仕事を通じて地方裁判所におきまして監督をしておるわけでございます。ただ實際面におきましては、非常に執行吏の仕事は御承知のようにに仕事に困難性が伴いますと同時に、人に嫌われると申しますか、やりにくい点が非常に多いわけでございます。したとて申上げれば、債務を負つてゐる者が債務の履行をしないために執行吏が出て行くといふ場合を大きく分けますと、債務者側が惡意で債務を履行しない場合と、履行したいのだが止むを得ず履行できない場合、たとへ

止むを得ず履行できない場合、たとへ

ておきたいと思いますが、この第一條及び第二條中に民事に關しと云ふ表現しておるのですが、廣く民事と申しますれば、勿論家事調停その他も入ることになるのですが、本法の説明書を拝見しますと、家事調停は入つていないというやうな説明もありますが、それならばそういう趣旨を明らかにしたほうがいいのじやないかと思つたのですが、廣く民事という文字を使わずして他に適當な文字を使うか、或いは本條において明らかにするか、どちらかにしたほうがいいのじやないか、かように考えるのですが……。

○政府委員(野本新一君) 只今御質問の點は一應御尤もな御議論と拝承いたしました。立案に私も多少關係いたしました、その際にもその點も議論をいたして見たわけでございますが、裁判所の行方調停につきましては、いづれも家事審判法で定めておる家事調停以外は全部一本にしようということになりまして、その家事審判法と民事調停法との關係につきましては、一般法と特別法という關係に考えられるのであらう。例えば民事訴訟法と人事訴訟法によりましてこれも又一一般法と特別法の關係になるわけであります。場合におきましては、民事訴訟法において特別に法律に定めるものを除くのはかとのやうな表現をとつておりませんので、この場合もやはりそのやうな例と同じやうにこれを一般法として書き、家事審判法は別に特別法としてあると云ふことから、おのづからそこに民事訴訟法、人事訴訟法等の關係と同じやうな事柄に理解されるだらう、そういうやうに考えてこの案ができたやうに承

知しております。

○伊藤修君 家事調停に關してはいわゆる本法に對するところの特別法、こゝういふお考え方だといふ立案の骨子を只今はお述べになりましたが、そのうちたしますと、本法を立案されました根本の趣旨は、従来その時期、その經濟狀態の必要或いはその他の理由によつてとき／＼調停に關するいろ／＼な法律が出て来る、そゝういふ煩雜な法律をここに統合して一つまとめた、こゝういふ希望のためにこの法律が制定されたといふ提案理由の説明もあつたのですが、今の御趣旨であつたならば、いわゆる特別法は又これからとんとんできる、それはこれから容認することになるのですか。そうすると結局は同じことになるのじやないか、特別法は家事調停以外には認めない、その他は認めない、こゝういふ趣旨で法律を立案したのかどうか。又將來特別法は順次これを認めて行く、その業態において、その經濟上の必要、社會上の必要においては又今後とも認めると考へるかどうか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(野木新一君) 只今のところでは、即ちこの法案を立案いたしました際には、どの程度調停法規を統合するかという点が先づ最初の問題になりました、私も随分研究をしましたが、各方面の意見も聴取したわけでありまして、大体家事調停については裁判所も家庭裁判所という特別の裁判所で取扱つたり、事柄も又他と少し違ふ關係もある、これだけはやはり別にしておいたほうがいいだろうといふ意見が殆んど全部と言つてもいいほどでありまして、ただその他の調停に

つきましては、例えば小作調停法、鉱害調停關係につきましては、これを統合の範圍に入れるべきや否やについてや議論があつたわけでありまして、家事調停關係については殆んど法律だけは別に置いて置くといふような議論が圧倒的に多かつたわけでありまして、こゝういふ關係によりまして、これを別にしたわけでありまして、只今のところでは將來とも恐らく裁判所では調停をなす限りは、この民事調停法に對して特別法ともいふべき法律のできることを予想しかねる次第であります。

○伊藤修君 予想しかねるということ、あり得ないということですか、今のあなたたちのお考えでは想像できないという意味ですか。又私はほかの人がこゝういふ御意見があつて、どういふ御意見の根據がわかりませんけれども、ただ裁判所が違ふといふことだからといふことになりまして、又鉱山の調停の場合においては事柄が違ふと違ふのです。それを今度は統合なさるのですか。殊に鐵冶さんもおいでになります、人事調停の場合には民事が広く反映して来るのは當然のことです。これをただ裁判所が違ふからと言つて除いて、いわゆる統合規定だここに打出す私は強い根據が納得できないのです。今少し御説明願ひたい。

○政府委員(野木新一君) 私の理解するところにおきましては、家事調停關係を特別にいたしまして第一の理由は、これは家庭裁判所で取扱つてゐるものであるといふこと、第二の理由は人事といふやうな一つのまとまつた事柄になつてゐること、第三には終戦後新らしい法規で一つにまとまつておるというこれらの点を考えまして、これ

だけはまあこの際別にしておいても、差支えないだろうといふ考へと理解しておるわけでありまして。

○伊藤修君 どうも御説明では納得できないのですが、あまり議論をしていゝと先に進みませんから、次の問題に入ります。御説明を納得したわけじやありません。

次に伺ひたいのは、第四條の移送の事項を規定してゐるようですが、これは決定でなされるのですか、どうですか、その点を先ず伺ひたい。

○政府委員(野木新一君) お説のように決定でなされるのであります。

○伊藤修君 決定といふとすると、これに對するところの抗告手続については何によつてなされるのですか。

○政府委員(野木新一君) 立案當時の考へ方としては第二十一條によりまして「最高裁判所の定めるところにより、即時抗告をすることが出来る」といふこの裁判所の規則でその抗告を認めよう、そゝういふ考へであります。

○伊藤修君 私は非常に不思議な御答弁を伺うのでありますが、一体抗告をなすか否かといふ國民の權利、即ち基本人權の重要な事項ではないかと申すのであります。さやうな事項をルールに譲るといふお考え方は私は今日初めてお伺ひするのですが、そゝういふ例が今日まであるのですか。

○政府委員(野木新一君) 大体今度の民事調停法におきましては、終戦後でございました新しい法律であります、家事審判法に就いた点が多いのでございまして、家事審判法第十四條におきまして「審判に對しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告のみをすることが出来る。その期間は、こ

れを二週間とする」といふ例がございまして、これなどを參照して作つたわけでありまして。

○伊藤修君 只今指摘されました十四條においては、原則を定めてあるのです。要するに即時抗告のできるという原則を表現したのであります。その手続を最高裁判所のルールに譲る、いやくも法律で定める場合におきましては、上訴權を有するかどうかといふことを本法において定めるのは當然です。その手続を最高裁判所に譲るといふのは我々認めて置かざるを得ない、抗告ができるかどうかといふことまで最高裁判所に譲るといふ考へ方は、今御指摘になつた法律自体にもそゝういふことは言つてない、最高裁判所のルールにどういふ意味でお譲りになつたか、筋が違ふと思ふのであります。

○政府委員(野木新一君) この民事調停法案の二十一條は、只今指摘いたしました家事審判法十四條と全く同じ構造になつておりました、家事審判法でも同じように、如何なる場合に抗告できるかといふ、そゝういふ具體の場合にはルールで逐一規定してある、そゝういふ構造になつておりますわけでございます。

○伊藤修君 一般的規定としてこれをこちらへ引用するかどうかは存じませんが、第四條の解釈としてこれに對して抗告ができるかどうかといふことは、やはり親切にこの法文において明示する必要があるのではないかと、この法文だけを見た場合において、果してこれに對して即時抗告ができるかどうかといふことはちよつとわかりかねるのではないでしようか。

○政府委員(野木新一君) お言葉はた

しかに傾聴すべき御意見と存じますが、調停は成るべく当事者の意思を合致させる、そして争うといふことは成るべく表面に出さないで行つたらよからうと、そゝういふような考へから家事審判法も恐らくこのやうな柔かい表現になつてゐると思ひますので、こちらに就いては抗告ができません。

○伊藤修君 それは柔かく表現なさるということはよろしいが、それがために法律の本意を捨ててもよいといふことにはならない。特に第四條の場合には管轄に關するものであり、当事者の互譲の精神とかいふやうな問題ではなくて、基本的な問題であるから、その移送によつて受けるところの國民の利益、不利益といふことは相當考慮するべきであります。それに対して不服のあつた者は抗告ができるということをお明かにするほうが私は親切ではないかと思ふのです。

○政府委員(野木新一君) この点につきましては、おつしやる通り一つの裁判所に申立てたのに対して、他の裁判所に移送されるといふことは当事者の利害にも關係いたしますので、實質的には抗告を認めて然るべき場合であると存じます。従つてルールのほうにおきまして、最高裁判所事務當局においてもこの場合は十分考慮するといふやうな話合ひも當時ありましたので、大体家事審判法の前例もありませんし、それに従つて立案したわけでありまして。

○伊藤修君 只今の御説のような御趣旨ならば、いわゆるルールに抗告ができるかどうかでないといふことを書かずして、原則的にここに抗告ができる、その他の規定ではルールに譲ると

いう形をおとりになつたほうが親切ではないか。又疑義も生じないのではな
いかと考えます。又ルールにおいて果
して抗告権を認めるかどうかというこ
とも私たちが不審と言へば不審、信用
できないと言へば信用できないと思ひ
ます。ですからやはりここにおいて明
らかに抗告ができるということだけは
してもらいたい。少くとも表現する必
要があるのではないかと、かように考
えます。

次に第五條の關係ですが、第五條を
見ますと、「裁判所は、調停委員会を調
停を行う」と、こゝういふ表現を用いて
あります。そして「但し、相当である
と認めるときは、裁判官だけでこれ
を行うことができる。」一体、本法にお
いて基本的な組立てとしての立案者の
お考え方は、調停は誰がやるのですか。
それが主体になつてやるのですか。

○衆議院議員(鐵治眞作君) 原則とし
て調停委員会がやるというふうに聞い
ております。

○伊藤修君 調停委員会がやるという
ことになる、裁判官はこれは調停委
員会の下につくのか。裁判所はどこへ
行くのですか。組立てを一つ御説明願
いたい。

○衆議院議員(鐵治眞作君) それは第
六條に書いてあります通り、「調停委
員会は、調停主任一人及び調停委員二
人以上で組織する」と、こゝういふこと
になつておりまして、裁判官が常に主
任になるわけではございません。

○伊藤修君 その内容、運営の形をお
聞かしていただきます。ここの表現で
は、裁判所が行うと、裁判官が行うと
いうふうになつてゐるのですが、その

場合に、裁判官は調停委員会の一部門
として行ひのか、調停委員会の命令に
よつて行ひのか。三十四條の關係
から見ますと、裁判所が行なつ
てゐるようにも見えるし、三十四條の
罰則の適用のこの規定から見ますと、
「裁判所又は調停委員会の呼出を受け
た事件の關係人が正当な事由がなく出
頭しないときは、裁判所は、三千元以
下の過料に處する」と、こゝう言つてい
る。そうすると主体でないものが過料
に處するということになるのですが、
一体どういふわけで権限が移行してい
るか。この調停を一体誰が主体になつ
てやるのか。三つこゝろした主体があ
る、裁判所、裁判官、調停委員とある
が、その組立ての基本的構想を先ずお
伺ひしたい。

○政府委員(野本新一君) 只今の御質
問の点でございますが、調停はこの第
二條の規定によりまして、いわゆる裁
判所に調停の申立をする。裁判所は調
停を行うわけでありまして、裁判所に
はどういふ仕方によつてやつてもら
うかというこゝろにつきましては、第五條
に規定がありまして、裁判所は原則と
して調停委員会という機關を作つて、
それで調停を行う。但し裁判官だけで
行うこともできるということになつて
おりまして、調停委員会というものは
別の言葉で言へば、いわば普通の裁判
所で民事部とか刑事部とかあるのにや
や類似してありまして、裁判所はそれ
によつて調停を行う一つの機關、それ
が調停委員会になるわけでありまして、
そうしてこの案では原則として裁判所
は裁判官だけでなくて、調停委員を交
えた調停委員会を調停を行う。こちら
を原則とするということ第五條で宜

言したわけでありまして。この趣旨の言
葉はやはり家事審判法の第三條二項当
りにほぼ同趣旨の考え方が出ておりま
して、一応それを踏襲した形になつて
おります。なお御指摘の第三十四條の
罰則との關係でございますが、これも
家事審判法第二十七條に就いたわけであ
りますが、この裁判官が呼出をするとい
う場合は、この裁判所又は調停委員
会に呼出を受けて裁判所に入る場合、
調停委員会が名前も違ひし別に列記し
たほうがわかり易いであらうというの
で、「裁判所又は調停委員会の呼出を受
けて」というふうに前例に倣つて規定
したのであります。

○伊藤修君 私もういふふうに考え
ておつたのです。要するに調停自体に
ついては裁判所が受理して裁判所が民
事部、刑事部というふうにその処理機
關を分けてそこでおの／＼事件を処理
させるというふうなやり方をやる、そ
ういふふうに考へておつた。今の鐵治
さんのおつしやるような調停委員会が
やるのだ、調停委員会が主体だといふ
ふりには私は考へないのです。要する
に裁判所が行ひ、裁判所が受理したこ
とを調停委員会をして行わしめる、又
調停委員会が適切でないという場合に
おいては裁判官をして行わしむる、こ
ういふふうに解釈しておるのですか、
どうですか。

○衆議院議員(鐵治眞作君) その通り
です。そういう意味です。

○伊藤修君 そういたしますと、この
第五條のこの表現がちよつとあいまい
なんです。今鐵治さんのおつしやつた
ような、やはり調停委員会が主体であ
るかのごとくに受取れるのですが、こ
の辺から行けば「調停委員会を調停を

行ひ。何かちよつとこのところを一
応平易に考へればさういふふうにも読
取れるけれども、裁判所と調停委員
と、裁判官と、この三つが個々独立の
ものがあるように受取れるのですが、
読み方によつては……、どうも表現方
法がまずいんじゃないかと思ひます
が……。

○政府委員(野本新一君) この点はな
かなか規定の仕方が非常にむずかし
かつたわけでありまして、いろいろ考へ
て見ましたが、実は家事審判法第三條
一調停は、家事審判官及び調停委員を
以て組織する調停委員会がこれを行
う。」というふうな表現もございま
すし、その趣旨はこれでわかるだらうと
いうことで只今御質問のような趣旨の
下に書かれてゐるものと思つておるわ
けであります。

○伊藤修君 どうか……、よく読め
ばさういふふうに出て来るか知らぬ
が、土地管轄だけの表現が強く出され
ておるけれども、要するに事物、いわ
ゆる調停事件を誰をして行わしむるか
というあれが足りないために、省略さ
れてゐるためにちよつと疑問が起つて
来るのではないでしようか。全体を讀
めばさういふ意味が出て来るかも知
りませんが、やはりすつきりしたものが
あつていいのじやないでしようか。
誰が主体になるか、主人公がさつぱり
わかるようではいへない疑義が生
じて来るのではないでしようか。それ
の必要はお認めにならないのですか。

○政府委員(野本新一君) 私はこれ
で御趣意のように読めるものと思つてお
ります。個々の調停事件について見ま
すれば、或る事件は裁判官が裁判所の
機關として裁判官だけで調停を行ひ

或る事件は調停委員会が裁判所の機關
として調停事件を行ひ。さういふよう
な考え方になつて行くものと思つてお
ります。

○伊藤修君 十條の三万一千円とい
うのはどこから出て来るのですか、その
根拠をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(野本新一君) その点は訴
訟物の価額のわからない場合に簡易裁
判所にするか、地方裁判所にするかを
きめる場合に三万一千円を基準として
規定が定められておりますので、それ
に一応倣つたわけでありまして。

○伊藤修君 第十二條の仮処分的な命
令ですが、この本質を先ず伺ひたいと
思ひます。

○政府委員(野本新一君) これも在来
小作調停法にございまして、ものを広く
引用したわけでありまして、本質は仮
処分とは違ひまして、一つの調停委員
会の行ひ措置でありまして、従つてこ
の二項にございまして、仮処分の
ような執行力を生じない、ただ十二條
の勵行が確保せられますのは、のちの
罰則の規定の三十五條によりまして、
正当の事由なくこの措置に従わない場
合には五千元以下の過料に處せられる
という罰則がございまして、この規定
の勵行を確保しておるわけでありま
す。なおこの措置は調停委員会が行
うわけでありまして、罰則自体を働かせ
るのは裁判所が働かせるわけでありま
すから、調停委員会は過料の裁判をす
ることができない、こゝういふことにな
つております。

○伊藤修君 その命令は裁判所です
か、何ですか。

○政府委員(野本新一君) 調停委員
会の一つの処分、なお突きつめて考へて

見ますれば、一つの行政的な処分、従つて裁判でない。そういうことになるうかと考えます。

○伊藤修君 裁判官が関与しておるのですが、それでも裁判ではないのですか。又裁判官だけで調停する場合においてこういう措置ができるか、できるとすればその場合におけるところの本命命の性質を伺つておきます。

○政府委員(野本新一君) この調停前の措置は第十五條の規定によりまして、裁判官だけで調停を行う場合も準用されております。併し裁判官だけで調停を行う場合に調停前の措置として十二條の規定によつたといはしませんが、その場合の裁判官は純然たる裁判機関としての裁判官ではなくして、調停機関としての裁判官と解せられますので、その場合にはやはり裁判でなく一つの特例であると、そう解したほうが適當ではないかと存じておる次第であります。

○伊藤慶君 その処分は先ほど行政的性質を意味している処分であると、こゝういふお説ですか。

○政府委員(野木新一君) さようでござります。

○伊藤修君 十五條で第九條を準用しておるようでありますが、第九條による場合においては補助調停委員というのですかね、強いて名前を附ければ……それに対するところの旅費その他の日当、宿泊料を支給する規定ですが、要するに裁判官が調停を行う場合に補助調停委員というものを置くということとを予想しての準用規定ですか。又置くとなればどういう場合があり得るのですか。そういうようなものを置くならば本来の調停委員会でその調停がな

るべきではないでしようか。要するに十五條で第九條を準用する必要と根拠がちよつとわからないのですが。

政府委員(野木新一君) 第十五條では、六條を準用しておりますので、お説のようにこの案におきましては、裁判官だけで調停を行う場合にも当事者の意見を聞いて適當である者と認める者に調停の補助をさせると、そういう仕組みになつております。従つて第九條の規定もそれに関連して準用になつておるわけでありませう。建て方はそうなつておりますが、實際の例といたしましては恐らくお説のように補助者を用いるというよりな場合には調停委員会を開く場合が殆んど大部分で、裁判官だけの場合にこれを用いることは非常に多いだらうと思ひますが、特にこれをばすだけのこともないだらうということで準用しておいたのでございま

○伊藤修君 第五條で以て「相当である」と認めるときは、裁官だけでこれを裁官することが出来る。ただでこう区切つておるのですが、それを裁判官だけで裁官場合に、その補助調停委員を置かなくてはならぬというのはちよつとおかしいのじやないですか。それならば従来のその調停委員会に戻して行わしたほうが最も正しいのじやないのか。

政府委員(野木新一君) お説は尤もには存じますが、この補助というのには存じますが、この補助というのには多少八條補助者の地位を強く感じさせ過ぎる感じが、あるのではないかと思われまゝ。例え裁判官だけで調停を行うの相當であるとして裁判官だけで調停着手したところ、例えば家屋、或い

は事件の調停などにおきまして、ちよつと隣の親父さんが口をきいておるといふような場合に、なお調停委員会を

聞くまでのこともない、併し親父さん
をちよつと補助に使へばうまく行くか
も知れない、そういうような場合には
やはり補助的にこの制度を残しておい
たほうが調停全体がうまく行くのでは
ないかと存ぜられる次第であります。

○衆議院議員(鐵道製作君) 今の言わ
れた場合は、私はそれよりも一番この
争ひ事は簡単だが、特殊の知識が要る
場合、又計算等が要る場合、こういう
ようなときが予想され得るかと思いま
す。専門的な意見をちよつと聞いて見
る、事実の争ひよりもそういうことで
無理ということも予想し得ると考えら
れます。

○伊藤修君 第十七條はいわゆる強制調停ですかの性質を帯びておりますが、「金銭の支払、物の引渡その他の財産上の給付を命ずることができ」とこう言つておるのですが、然らば担保権の設定をなさしむる、担保の要求をするとかいうことはできるのですかその場合……。

○政府委員(野木新一君)「金銭の支払、物の引渡その他の財産上の給付を命ずることが出来る。」という中には今御質問の担保の設定を命ずるということも解釈上含まれるものと存じております。

○伊藤修君　そうすると、それによつて担保権の設定を任意にすることができらるわけですか。

○政府委員(野本新一君)　担保の設定を命じた調停に代る決定が、確定いたしますと、意思表示を求める裁判が確定した場合と同じように、その調停に

代る決定書によつて爾後の手続ができるものと解せられるものと存じます。

○伊藤修君 次に十八條の「当事者又

は利害関係人」ところある、この利害関係人は十一條にいうところの調停手続に参加したところの利害関係人を指すことだと思うのですが、どうですか。

○政府委員(野木新一君) お説の通りだと思います。

○伊藤修君　そうすると、この十八條によつてこの異議の申立期間の進行を開始するところの告知というものが利害關係係人にどうしてなされないのか、又私の考えるところによると、利害關係人にも告知する必要があるのではないでしようか。

○政府委員(野本新一君) 只今の御質疑に對しましては、なお取調べてお答えたいしたいと思います。

○伊藤修君 二十一條、二十三條に、「最高裁判所が定める」という規定があるのですが、この規定は予定されておると思いますが、その予定というものが、お許しにあれば御提出願いたい

と思います。又なかつたならばどういふ構想のものを作るかという要綱でもおありになると思いますが、本法を製作りになる以上はそういうものを予定しておると考えますが……。

○政府委員(野木新一君) この点につきましては、立案当時から最高裁判所

事務局のほうにも十分な協力を願つておきまして、当時事務局といたしましては、この程度のことは一応事務局の民事局といたしましても考えておるといふようなこともございましたが、その点につきましては、別に關根民事局長から御答弁願つたほうが適當と存じ

ます。

○説明員(關根小郷君) 今伊藤委員からお話がございました点は、この十八

條、二十一條、二十三條全般的の問題でございますね。これは大体要綱程度のものと考えております。その内容を申し上げますと、大体家事審判法で家事審判規則に譲られております程度のものを、特に特別の事情のないものはそのまま借りて来るといったことを考えております。主なもの申し上げますれば、家事審判規則程度のもので、或いはそれ以上に附加えられるものもあるのじやないかと思いますが、大体のところはその程度でございます。

○伊藤修君 この法案を拝見しますと、相当大部分の権限をルールに委ねておる。我々といしましては、どの点をルールによつて表現されるかという点は、延いては立法權の放棄ということも考えられる重要な問題であるのですから、いわゆる当局によつて考えられておるところのルールに委ねられるところの要綱を御提出願ひたいと思ひます。

○説明員(關根小郷君) 実はこの要綱はまだ正式なものではできておりませんが、特に最高裁判所のルール制定諮問委員会にかける段取りになると思います。若しこの法案が通過いたしますれば、そういった段取りになると思いますが、私どもが只今考えております。

のは要綱としてお手許に差上げたいと存じます。

○伊藤修君 本法を立案すればどの程度まではルールに委ねようという、要するにルールに委ねるその構想というものを頭に置かれて本法を考えられたと思うのです。従つて要綱は相当詳細

なものがおありになると思いますが、至急一つお出し願いたいと思ひます。

○衆議院議員(鐵治重作君) この点につきましても、衆議院のほうでもいろいろ研究しまして、具体的方法は別といたしまして、ルールを作られるときには国会の法務委員会と連絡をとつて作られるように正式に要望してございまして、念のために申上げておきます。

○伊藤修君 鐵治さんのお説は誠に結構なことですが、我々従来最高裁判所に対する関係において、委員会においてはよくそういう約束をなさるのでありますが、実際面においてはちつとも約束が実行されておらない。不履行勝ちであることを私は強く申上げて置きます。

次に三十一條について……。

○一松定吉君 ちよつと待つて……。今のと関連して、今のその何ですか、二十三條の「調停に關して必要な事項は最高裁判所が定める」とある。それは憲法の第七十七條か、「最高裁判所は、訴訟に關する手續、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に關する事項について、規則を定める権限を有する。」とある。これで最高裁判所が国会の了解も何も得んで勝手に何でもかんでもやられては立法權を害することになる。これはやはり最高裁判所が国会の了解を求めて定めるようにしてもらわないと困るのだから、その意味において伊藤委員からも質問があつたと思うのですが、最高裁判所が定められるということは結構なんですが、やはり我々がこれに協賛を与えるについで、やはり今の要綱というものをあ

らかじめ見せんと困る。それを一つ急にかこの法案の審議が済むまでに見せてもらいたい。最高裁判所と御相談の上……、それを特にお願いいたします。

○政府委員(野木新一君) 政府といたしまして、最高裁判所の民事局とよく連絡をとりまして、この民事調停法案の規則の要點と申しましようか。こんなことを大体規則のほうに取上げると思つておるといふような点を出して、もううことに努力いたしたいと思つております。

○衆議院議員(鐵治重作君) この点に關しましては、これは今までもたびたび議論がありました。先ほどの伊藤さんの御意見等もありましたが、我々は法律で定まつた基本的なものをルールで動かすことはできるものと思つておられます。従ひましてあつていふような場合はやはり即時抗告ができる、それ以上は即時抗告ができる、それの手続に關してどうか、施行法的なものだけであると思つておられますので、これはこの前からたび／＼のお話で大体その点は最高裁判所において承知しておられるものと思ひます。

○伊藤修君 鐵治さんの御説御尤であるとして、あえてここでルール制度の本質を極めようとは思ひませんが、又申上げるのも駄目だと思ひますが、私たちがとしてはこのように最高裁判所が折角国会において立法をしたその事項の内容がルールにおいてどうも妥められがちなんです。そういう点を非常に憂うるのです。申すまでもなく規則制定權は我々の概念といたしましては少くとも憲法に定めたところの基本的人權に影響を及ぼす事項には宜らないと、單なる手続規定に過ぎないと、だ

から少くともそういうような國民の權利關係に影響があるような事項は法律において賄ひ、そしてそれを運行する上においてルールを作るといふふうな只今鐵治さんが仰せになつたようなお説の下に我々は常に法案に対処しておる次第ですから、この点は今一松さんが仰せになつたように過去の最高裁判所のとられた、どうもいろいろ我々の意に満たないような御態度についてどうも不審であるものですからこの際はどうしても一つのルールの要綱を出し願ひたいとこう重ねてお願いして置きます。

次にこの三十一條の問題ですが、この三十一條は特別でありますから、こゝういふあれも或いはよいかも知れませんが、調停委員会にこゝういふ至大な権限を与えるということが果してどうしようか。その与えるという一つ根拠を伺ひたいのです。

○政府委員(野木新一君) この三十一條におきまして、一見調停委員会に非常に大きな権限を与えておるのうに見えますが、これは仲裁判斷の精神を取入れたものであります。当事者が先ず調停委員会の定めるところに服するといふ、当事者の合意があるという第一前提であり、次にその合意は單なる口頭の合意ではなくて書面にによるはつきりした合意でなければならぬと、こゝういふ條件の下におきまして飽くまで当事者がみずから、例えば第三者を選んであつた人を仲裁人にするといふ場合と同じような精神をここに取入れて来たものであります。この行動をとる限りは弊害が生ずることはないものと存する次第であります。

○伊藤修君 お説御尤であります。それは表面から見た私には考え方はないかと思ひます。勿論当事者が書面によつて合意すればそれによつて選ばれた人の仲裁に服するといふことはこれは正しいのです。併し今日の調停の運営といふものが果してそこまで行つていくかどうか、私は後に質問いたしたいと思つておりますが、今日の調停委員会といふものは一つの職業的調停委員会を構成しておつて、或る調停に立入人、被申立人らの訪問を受けその請託を受けて、これは或いは預言といふことになつて来るかも知れません。ところが、これが巷間常に行なわれておるところです。大阪のことはよく存じませんが、多く見受けられることですが、それは強者は弱者を常に圧する、優越な立場で商取引をする。併し紛争が起きた場合には調停委員の合意書を書く、くれなければこの取引はしない。いわゆる金貸が和解調書の委任状を取つて置く、東京辺りの金貸はこの和解調書の委任状を取つて置く、これは皆さん御承知の通りであります。そういうような手段に供せられる虞れはないのです。尤もそのときはその取引をするに汲々として如何なる書面にも判を押します。その押された合意書といふものをここに利用されると、有無を言わずとにか強制調停に付せられるといふ結果を招来して、いわゆる当事者の一方から見れば、意に反したところの不利益な調停がなされ得るというところを予想されるのであります。だからこゝういふところの救済方法はこゝで考へてやらなくてはならない。

かどうか、あなたのように正面から合理的におつしやればそれはその通りです。併し社会の事情は裏はそうではないのです。そういう場合におけるところの、それはたま／＼／＼とも言えませんが、私はたま／＼／＼とも言えないと思ひます。そういうものの救済をこゝで認めるところの何かの手段をする必要はないかと思ひます。

○政府委員(野木新一君) この三十一條のできた沿革と申しましようか、こゝういふ規定が立案されるに至りましたのは、現在の商事調停法第四條におきまして「調停委員会ハ当事者ノ合意アル場合ニ於テハ第一條ノ爭議ニ付民事訴訟法ニ依ル仲裁判斷ヲ為スコトヲ得」といふような規定がございまして、この規定の趣旨を汲んで三十一條を立案したわけでありまして。今御質問のうちに現れたようなことがしばしば起ります。誠に好ましくないと存じますが、先ずこれは商事調停でありまして、一応証人は合理的に動くであらうという前提で、それから調停委員会でありまして、調停委員会には常に調停審理として裁判官が指導的である。そしてその裁判官が指導的な役割を演ずるであらう、そういうような立場から考へまして先ずこれで實際にはさして弊害は生じないだらう、そう考へたわけでございます。

○伊藤修君 さつきからしば／＼沿革と、それから他の法規にあつたら云々と、こゝういふ御説明がございまして、法文を丸写しにすればいい。今ちよつと註釈されました商事調停法といつても、これは大正十五年にできた法律です。大正十五年の社会思想及び経済の

取引の理念というものを根拠にして今日の法律にそれを移して持つて来て成文化するというのは私は不親切だと思ふんです。少くとも今日の経済組織に適合するような考え方を以てやる、そういう観点に立つて立案して頂くことが望ましいと思ふんです。ただ前にあるからこへ持つて来たという漫然たる考え方は、およそ今日の立法者の考へ方としては私は排斥すべきことじやないかと思ふんです。殊に裁判官が入つてゐるからとかいうお説であります、勿論裁判官は正しいお方であり、公正な判断を下されることは我々は期待してやまないことでもありますけれども、併し調停の趣旨というものは、調停委員において決定されれば、裁判官は法律上の違法がない以上、いわゆる手続上の欠陥若しくは法律の違法性がない以上はこれを認可して来たのが今日までの実態です。今度は認可も何も要らないんです。まず、調停委員会というものは、この法律の狙ひの大きな中心は調停委員会の権限の拡大ということになるんです。それで私はお尋ねしてゐるわけです。従来の認可制度ならばまだ以て裁判所の信頼を繋ぐ、それでなくして今度は調停委員会が主体になつてそれが従来よりは権限の強いものを与えて置く、それに国民の利害関係を処理させる。裁判の一つの方法として紛争の処理の一つの機関とするという狙ひがあると思ふんです。して見ますれば、少なくとも我々の予想されるような弊害というものは法律において成るべく除去する方向に私たちは持つて行きたいと思ふんです。その点は御意同如何ですか。

○衆議院議員(鍛冶真作君) これは今

の御意見に我々重視すべき点だと思ひますが、そのみならず、調停委員のやり方については、これはいろいろ我々も実験してありますが、ただ今伊藤さんが言われた実例でしたら、これは調停委員会ができない前に白紙で任すことの契約ですから、現在の調停委員に任せるという契約とはならぬのじやないかと思ひますが、ただそういうことを黙つてそれに服する、これは止むを得ませんけれども、そういう場合わかれれば、この書面による合意には当てはまらないのじやないかと考えますが、そういうような場合よほどそういうことを注意しておいて、調停委員会今後取扱うときにそういうことを十分考へてやつてもらふことにすれば或る程度防げるかと思ひます。

○伊藤修君 それは勿論事件の起る前の合意であるのです。だから余計にそういうときの取引としては容易にこういう合意はされるのです。要するに権利者の要求によつて、取引の側に立つてその売手なら売手の側から言へばこういう書面をくれ。然らばこのようにする、というようにことが容易にできることとです。そしてそういうものを手に持つておつて紛争が起つた場合において、調停委員会は勿論一つになつて、調停委員会は調停委員会に出しうることになりますから、そういうところに又働きかけるというやうな魔れがあるのじやないか。だからその合意の中に調停委員の誰その調停委員に服する、ということはお書きにならんでしやう。だから調停に服する、ということを書いておけばいいんですから、三十一條の場合特定されなくても差支えないうわけですから、そういう危険がある

ということを何か我々は考えなくちやならぬのじやないか、こう思ふんです。又昨日の鍛冶さんの御説明によりますと、合意の成立の時期は調停の時期の前後を問わないというふうに御説明していらつしやるんですね、だからます、以て危険を生ずる、こういうことになるんです。

○衆議院議員(鍛冶真作君) これは問題は調停委員会を抽象的に定めてもい、かん、具体的でなければならぬということになると思ひますが、これはもう少し慎重研究しまして御返答いたします。

○伊藤修君 それでは御研究願つて置くことにいたしまして、これは簡単なことですが、附則の十三條一の法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお従前の例による。この受理したというところは職権で受理した場合、職権の場合も含むかどうかということをお明かにしておきたい。

○政府委員(野木新一君) お説のようを含む趣旨であります。

○伊藤修君 次に本法において代理の規定が欠けてゐるわけですが、これは勿論ルールに委ねられるというやうな考え方ではないかと思ふんですが、私はやはり許可を受けて代理を認めるということが、又代理が不適当だと思へば本人を呼び出すことが出来るわけですから、そういう行き方を本法において明らかにしておいたほうがいいんじやないかと思ふ。立案者の御意見を承わります。

○政府委員(野木新一君) この点も立案いたしました、ルールで規定して頂くという趣旨で落したわけでありま

調停法の中にあるように許すやうなルールが立案されるものと期待してゐるところであります。

○伊藤修君 私は少くともここに代理権を認めるかどうかというところは例外にしろ原則にしろ、やはり本法中に明らかにしておいて、その手続その他のことに關しましてはルールに委ねてもよろしい。基本的なものはやはり明らかにしておく必要があるのじやないかと思ひます。なお特例の小作調停ですか、今度の農事調停、農業調停ですが、農事調停事件、こうなつておりますが、この中から薪炭林の紛争、いわゆる薪炭山に關する紛争というものを除かれたというところは私はこれは意外に思ふんですが、鍛冶さんも御承知のことと思ひますが、やはり小作争議というものは何も米穀を取る争議のみじやない。日本においては山間部が多いのです。山間部の農業者といつたしましは常に薪炭林であるとか、そういうものに對するところの利害關係というものが多い。これをこれから除くというところは、私は農民の立場からしては重大な事項じやないかと思ふ。何のたにこれを殊更に抜かれたのか、その根拠を伺いたい。

○衆議院議員(鍛冶真作君) それはこの「その他農用資産」という所で皆入つておるつもりでできておるのであります。そういうものをすべて入れるつもりでございます。前は小作調停と言つたのを、その意味で小作に限らない農業資産全体に關する調停、こういうふうに直しましたので、そういうのは当然入れるつもりで改正したのであります。

○伊藤修君 本法中に、利害關係人その他に對するところの責任を問うたにいわゆる過料を取ることに規定してある。而もそれが過重された。これは私は今日の調停の実情から考えましても異論はないと思ひます。併し他面におきまして調停委員の責任がいわゆる秘密漏洩だけの責任を認めて、その他の責任については問うていないのです、これは先ほどよくつと三十一條のところで触れましたように、やはり何らかの調停委員に對するところの職分に対する責任を明らかにする必要があるのじやないでしょうか。権限が拡充されて、又相手方にも責任を負わせたというなら、單に評議とか人の秘密漏洩だけの責任を問うだけではなくて、職務全体に對する責任を認める必要があるのではないでしようか。

○衆議院議員(鍛冶真作君) 只今の御事例のような場合は、いわゆる濫職罪に相當するものと心得ております。公務員として非常勤の公務員の中に入つておりますから、刑法上の濫職罪が成立いたします。

○伊藤修君 そうすると補助調停委員は……

○衆議院議員(鍛冶真作君) 補助は入らんです。

○伊藤修君 なおその点は私のほうでも研究いたしますから、一つ御研究願つて頂きたいと思ひます。本法だけではよくと賄ひ切れんところがあるのじやないかと思ひますが……。それから現在やはり鍛冶さんも御承知の通り調停委員は殊更に調停事件を延ばして時を稼いでおれば、自然に片づくであらうというので、調停委員のほうでむやみやたらに延ばして、私の知つてゐるのでも二十五年もかかつてゐる事件

昭和二十六年六月五日印刷

昭和二十六年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所